

職場における受動喫煙防止対策



労働衛生週間説明会「労務・衛生講習会」（令和7年9月9日）

東京都多摩立川保健所市町村連携課

講義内容

● 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例

- ✓ 令和2年4月1日から原則屋内禁煙
- ✓ 喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置、ルールの順守が必要



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



喫煙室の
設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

● 講義の流れ

1. 改正健康増進法と東京都の受動喫煙防止条例の目的
2. 規制の概要
3. 施設の管理権原者の責務・違反した場合の対応
4. 最後に

参考資料の紹介



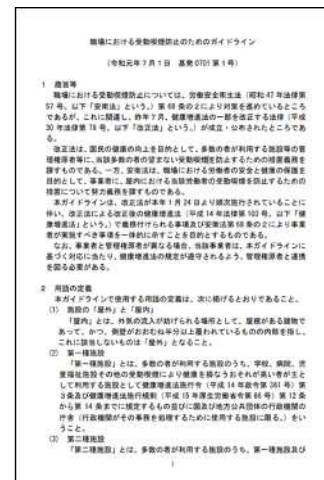
東京都保健医療局
「受動喫煙対策施設
管理者向けハンド
ブック」

【URL】
<https://www.hokeniry o1.metro.tokyo.lg.jp/ke nsui/kitsuen/leaflet/s hisetsukanrihandboo k3.pdf>



東京都保健医療局
「受動喫煙対策施設管理
者向け標識掲示パン
フレット」

【URL】
https://www.hokeniry o1.metro.tokyo.lg.jp/ke nsui/kitsuen/leaflet/h yoshiki.files/201908ha kkou_hyoshikipamphle t.pdf



厚生労働省
「職場における受動喫煙防止の
ためのガイドライン」

【URL】
<https://www.mhlw.go.jp/co ntent/000524718.pdf>



東京都保健医療局ポータルサイト
「とうきょう健康ステーション」

【URL】
<https://www.hokeniry o1.metro.t okyo.lg.jp/kensui/index.html>



厚生労働省WEBページ
「なくそう! 望まない受動喫煙」

【URL】
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>